クロネコメール便約款

目次

第一章　総則
第二章　運送契約
第一節　通則
第二節　運送の種類
第三節　申込
第四節　運送の引受け
第五節　運送の制限
第六節　荷造り
第七節　運賃及び料金
第八節　責任

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

（運用範囲）

第二条　当店は、別に定めるところにより、前項の事業に附帯する事業を行います。

（約款の規定）

第三条　この約款に定めるところにより、当店が荷送人から引き受ける運送（以下「クロネコメール便運送」といいます。）で受領印不要のお届けサービス（以下「メール便サービス」といいます。）について適用します。

2　当店は、前項の運送に関し、特別の約款を設けることがあります。

3　前二項の約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（約款の変更）

第四条　当店は、運送の申込みを受けたときは、この約款の内容を変更することがあります。

2　前項の変更は、当店ホームページ（以下「ホームページ」といいます。）に掲示します。

（運送引受けの制限）

第五条　当店は、次の各号のいずれかに該当する物品の運送を引き受けないことがあります。

一　一梱包の容積が百六十サイズ（三辺の合計が百六十センチメートル以内で、かつ、三辺のうち最も長い辺が八十センチメートル以内をいいます。）を超えるもの

二　一梱包の重量が二十五キログラムを超えるもの

三　現金、有価証券、貴金属、宝石、美術品その他の貴重品

四　動物又は植物

五　危険物その他の運送に危険を生じさせるおそれのあるもの

六　法令の規定により運送を禁止されているもの

七　その他当店が運送に適しないと判断するもの

（荷造り）

第六条　荷造りは、荷送人が行います。

2　荷造りは、運送に耐えるものでなければなりません。

3　荷造りが前項の規定に適合しないときは、当店は、荷送人に対し、荷造りの変更を求めることができます。

（荷送人の表示）

第七条　荷送人は、荷送人の氏名、住所及び電話番号を当店に表示しなければなりません。

2　荷送人は、荷送人の氏名、住所及び電話番号を荷物に表示しなければなりません。

（荷物の引渡し）

第八条　荷送人は、荷物を当店に引き渡すものとします。

2　荷送人は、荷物を当店に引き渡すときは、荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号を当店に表示しなければなりません。

3　荷送人は、荷物を当店に引き渡すときは、荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号を荷物に表示しなければなりません。

第二章　運送契約

第一節　通則

（運送契約の申込み）

第九条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送を申し込むものとします。

2　荷送人は、前項の申込みをするときは、荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号を当店に表示しなければなりません。

3　荷送人は、荷物を当店に引き渡すときは、荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号を荷物に表示しなければなりません。

（荷物の種類等）

第十条　荷送人は、荷物の種類、個数、容積、重量、荷造りの状態、荷物の引渡しの日時及び荷物の引渡しの場所を当店に通知しなければなりません。

（荷物の引渡し）

第十一条　荷送人は、荷物を当店に引き渡すときは、荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号を当店に表示しなければなりません。

（荷物の引渡しの日時）

第十二条　荷送人は、荷物の引渡しの日時を指定することができます。

2　当店は、荷送人が前項の規定により荷物の引渡しの日時を指定したときは、その日時に荷物の引渡しを受けます。

（荷物の引渡しの場所）

第十三条　荷送人は、荷物の引渡しの場所を指定することができます。

2　当店は、荷送人が前項の規定により荷物の引渡しの場所を指定したときは、その場所に荷物の引渡しを受けます。

（荷物の引渡しの拒絶）

第十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を指定しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第十五条　当店は、荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第十七条　当店は、荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第二十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第二十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第二十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第二十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第二十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第二十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第二十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第二十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第二十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第二十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第三十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第三十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第三十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第三十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第三十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第三十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第三十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第三十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第三十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第三十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第四十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第四十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第四十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第四十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第四十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第四十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第四十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第四十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第四十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第四十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第五十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第五十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第五十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第五十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第五十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第五十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第五十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第五十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第五十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第五十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第六十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第六十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第六十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第六十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第六十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第六十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第六十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第六十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第六十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第六十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第七十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第七十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第七十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第七十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第七十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第七十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第七十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第七十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第七十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第七十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第八十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第八十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第八十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第八十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第八十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第八十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第八十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第八十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第八十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第八十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第九十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第九十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第九十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第九十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第九十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第九十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第九十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第九十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第九十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第九十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百二十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百二十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百二十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百二十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百二十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百二十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百二十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百二十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百二十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百二十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百三十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百三十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百三十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百三十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百三十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百三十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百三十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百三十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百三十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百三十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百四十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百四十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百四十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百四十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百四十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百四十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百四十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百四十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百四十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百四十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百五十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百五十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百五十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百五十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百五十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百五十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百五十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百五十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百五十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百五十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百六十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百六十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百六十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百六十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百六十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百六十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百六十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百六十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百六十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百六十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百七十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百七十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百七十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百七十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百七十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百七十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百七十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百七十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百七十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百七十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百八十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百八十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百八十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百八十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百八十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百八十五条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百八十六条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百八十七条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百八十八条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百八十九条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百九十条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百九十一条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百九十二条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更しないときは、荷送人に対し、荷物の引渡しを拒絶することができます。

（荷物の引渡しの通知）

第百九十三条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷物の引渡しの拒絶）

第百九十四条　当店は、荷送人が荷物の引渡しの日時又は場所を変